

## 和歌山県監査公表第23号

令和4年3月16日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 谷 洋 一  
和歌山県監査委員 多 田 純 一

### 1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 今後、現金払込書の取扱いについて、適切な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

### 2 和歌山県消費生活センター

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。 イ 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給していた。 (2) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 旅費の支出については、次のとおり措置した。 ア 誤って支給した旅費については返納手続を行った。夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 イ 誤って支給した旅費については返納手続を行うとともに、在勤公署から用務地までの距離をその都度確認するなど、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (2) 郵便切手の受払時にはその都度検印し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

### 3 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 支出負担行為の出納機関への合議漏れについては、会計事務に関する認識不足に起因するものであったことから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。

### 4 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 発券類整理簿について、受入れの検印及び残数の登記がなされていなかったため、適正に処理されたい。 (2) 駐車場使用料について、調定すべき金額の積算基礎に係る妥当性等を確認せずに収入調定していたので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 発券類整理簿の記載について、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 (2) 調定時に積算基礎を確認できる書類を添付するよう、取扱いを改めた。

<p>(3) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務について、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) パソコン機器等の賃貸借契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 契約書の賃貸借期間の終期を誤っていた。</p> <p>イ 起案文に添付された仕様書の内容と、契約書に添付された仕様書の内容に相違があった。</p>	<p>(3) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 契約書を変更し、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p>
--	---

#### 5 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 発券類整理簿について、受入れの検印がなされていないなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、入館券を納品した際は、発券整理簿に受入れの記載をした上で、検印の確認を複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、郵便切手類を購入及び使用した際は、枚数の確認をした上で、検印の確認を複数人で行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

#### 6 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>消防用設備等修繕料の支出について、履行確認がなされていないなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

#### 7 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>備品の現在高と現物との照合については、本年度中に終了した。今後は、管理簿と現物を常に確認して状況把握に努め、適切に管理することとした。</p>

#### 8 和歌山県立和歌山高等学校

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカードを紛失していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約の仕様書について、必要のない項目が含まれていたため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 郵便切手類使用簿について、複数職員による現物確認を行っていたにもかかわらず、3月末の種類別の</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカードの適正な管理について、職員に周知するとともに、再発防止のため、貸出し及び返却の際は、複数の職員でカードを確認し、枚数が明らかになるよう、カードホルダーを用いて管理することとした。</p> <p>(2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約に係る仕様書の項目内容を再点検し、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に取り扱うとともに、郵便</p>

<p>残高の枚数に誤りがあったので、適正に処理された い。</p>	<p>切手の使用日ごとに、現物と郵便切手類使用簿の残 高を照合し、適正な事務処理を行うよう、職員に周 知徹底した。</p>
---------------------------------------	---

9 和歌山県和歌山西警察署

監査実施年月日 令和4年1月28日

<p>監査の結果</p>	<p>監査の結果に基づき講じた措置</p>
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通 事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留 意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 署員に対し、公用車使用時における留意事項及び事故 防止方策について教養を強化し、交通事故防止対策への 更なる意識高揚を図るとともに、車両の適正な管理に努 めている。</p>